

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口及び世帯数の推移

奥州市の人口は、合併当時の平成18年度で130,696人でしたが、その後、年々減少しています。近年の世帯数は、横ばい傾向で推移しています。また、出生数は、減少傾向から横ばいで推移しています。

人口及び世帯数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口（人）	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170
総世帯数（世帯）	45,961	46,149	46,363	46,464	46,694

資料：住民基本台帳，各年度3月31日現在

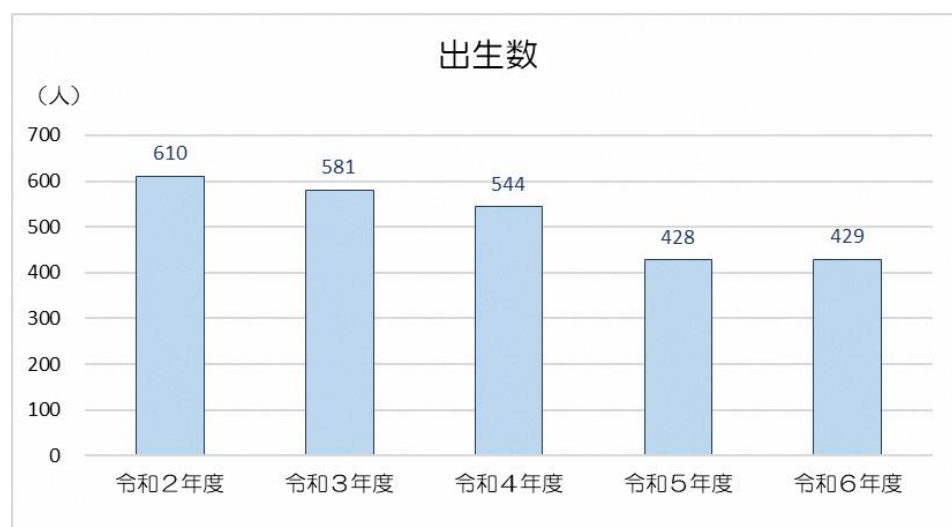


出生数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	610	581	544	428	429

資料：「奥州市の福祉」



2. 世代別人口の推移

近年の世代別人口の推移をみると、年齢3階層全てが減少傾向で推移しています。高齢化率については、全国平均、岩手県平均を上回り、増加傾向で推移しています。

世代別人口

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～14歳	12,600	12,165	11,763	11,214	10,757
15～64歳	61,290	60,258	59,262	58,012	56,987
65歳以上	40,129	40,115	39,852	39,710	39,426
計	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170

資料：住民基本台帳，各年度3月31日現在



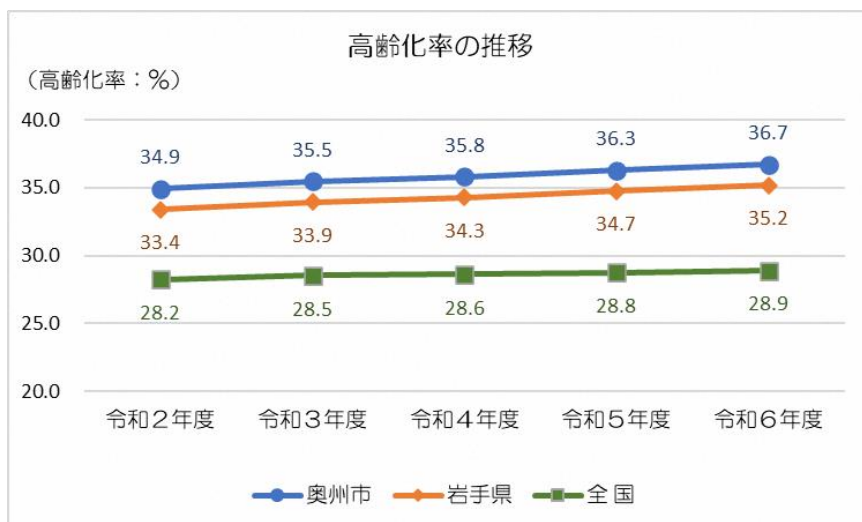
高齢化率

単位：%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奥州市	34.9	35.5	35.8	36.3	36.7
岩手県	33.4	33.9	34.3	34.7	35.2
全国	28.2	28.5	28.6	28.8	28.9

資料：総務省「住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（総計）」

注：データは各年度1月1日時点。高齢化率は（65歳以上人口計／総人口×100）で計算。



3. 在宅一人暮らし高齢者の状況

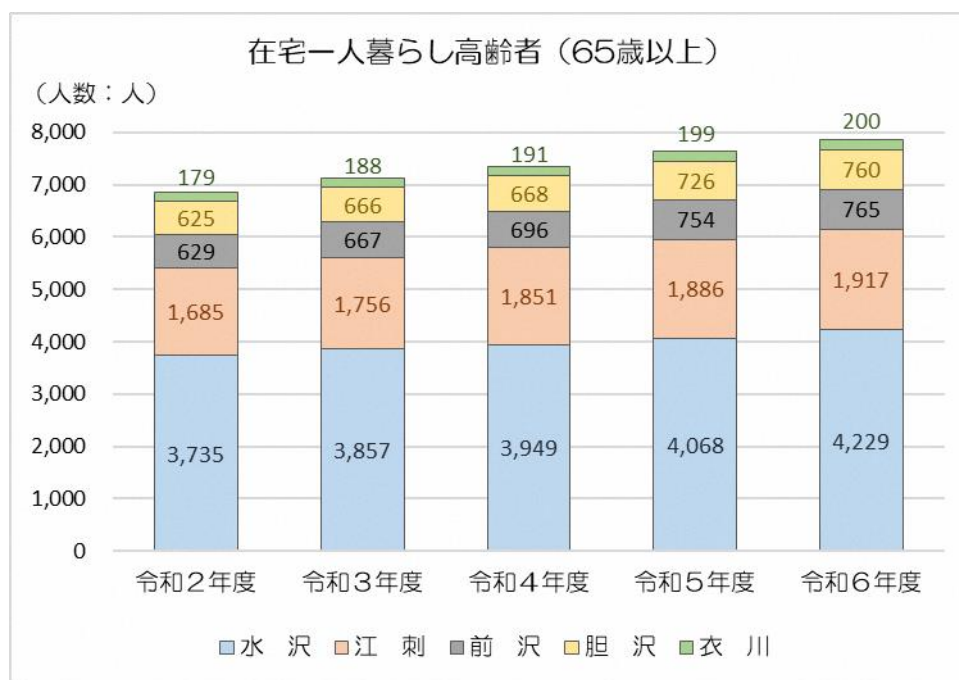
在宅一人暮らし高齢者（65歳以上）は、各地区において増加傾向にあります。

在宅一人暮らし高齢者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水 沢	3,735	3,857	3,949	4,068	4,229
江 刺	1,685	1,756	1,851	1,886	1,917
前 沢	629	667	696	754	765
胆 沢	625	666	668	726	760
衣 川	179	188	191	199	200
合 計	6,853	7,134	7,355	7,633	7,871

資料：「奥州市の福祉」



4. 障がい者の状況

障害者手帳を所持している人は、令和7年3月31日現在、6,598人で、内訳は、身体障害者手帳所持者4,004人、療育手帳（知的障がいのための手帳）所持者1,274人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,320人となっています。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	4,455	4,383	4,219	4,116	4,004
療育手帳	1,201	1,214	1,137	1,166	1,274
精神障害者保健福祉手帳	963	1,083	1,161	1,231	1,320
合計	6,619	6,680	6,517	6,513	6,598

資料：「奥州市の福祉」



5. 生活保護の状況

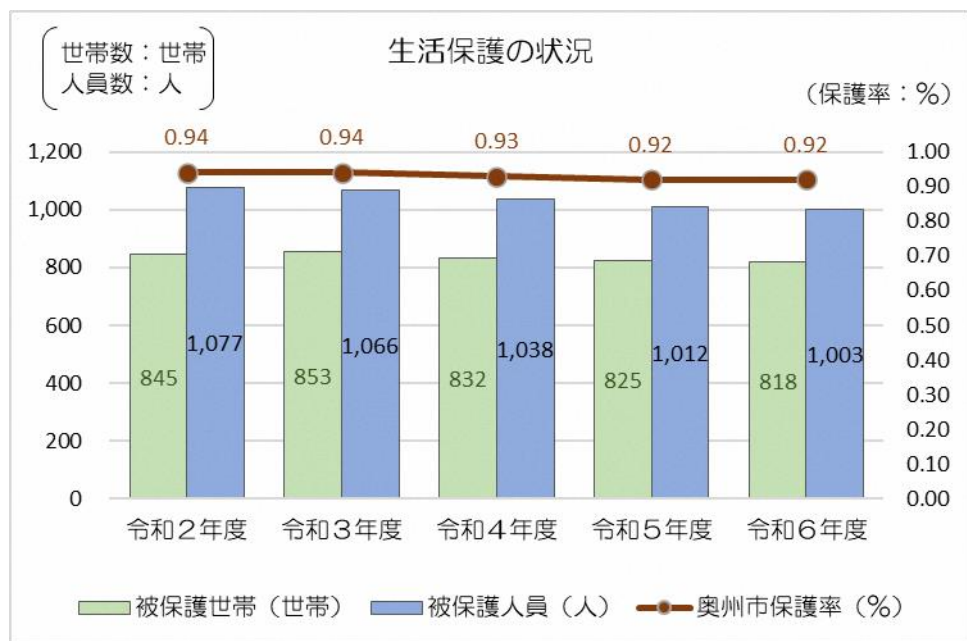
生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

令和6年度の生活保護の状況は、被保護世帯 818 世帯、被保護人員 1,003 人で、近年、微減傾向で推移しています。

生活保護の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯（世帯）	845	853	832	825	818
被保護人員（人）	1,077	1,066	1,038	1,012	1,003
奥州市保護率（％）	0.94	0.94	0.93	0.92	0.92
岩手県保護率（％）	1.05	1.04	1.05	1.05	1.09
全国保護率（％）	1.64	1.64	1.63	1.63	1.62

資料：「奥州市の福祉」



6. 民生児童委員の活動状況

奥州市では323人の民生児童委員を配置し、福祉活動の推進のために活動しています。

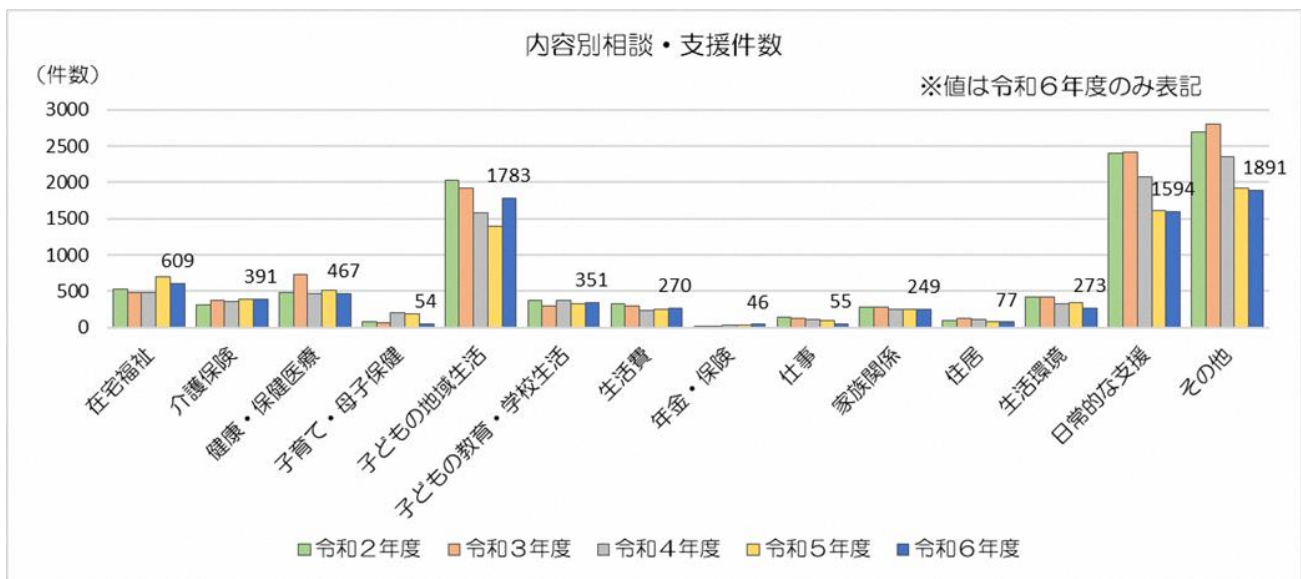
令和6年度の相談・支援件数は、8,110件で、その内容は多岐にわたっており、子どもの地域生活が多く、次いで日常的な支援、在宅福祉となっています。

内容別相談・支援件数

単位：件

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅福祉	535	489	478	701	609
介護保険	314	380	357	395	391
健康・保健医療	483	734	464	508	467
子育て・母子保健	81	67	203	194	54
子どもの地域生活	2,026	1,918	1,584	1,396	1,783
子どもの教育・学校生活	380	298	369	332	351
生活費	322	302	234	244	270
年金・保険	17	20	36	34	46
仕事	151	125	108	90	55
家族関係	283	287	252	246	249
住居	96	124	105	88	77
生活環境	415	421	336	343	273
日常的な支援	2,400	2,411	2,067	1,609	1,594
その他	2,693	2,798	2,357	1,922	1,891
計	10,196	10,374	8,950	8,102	8,110

資料：「福祉行政報告_民生委員活動状況」



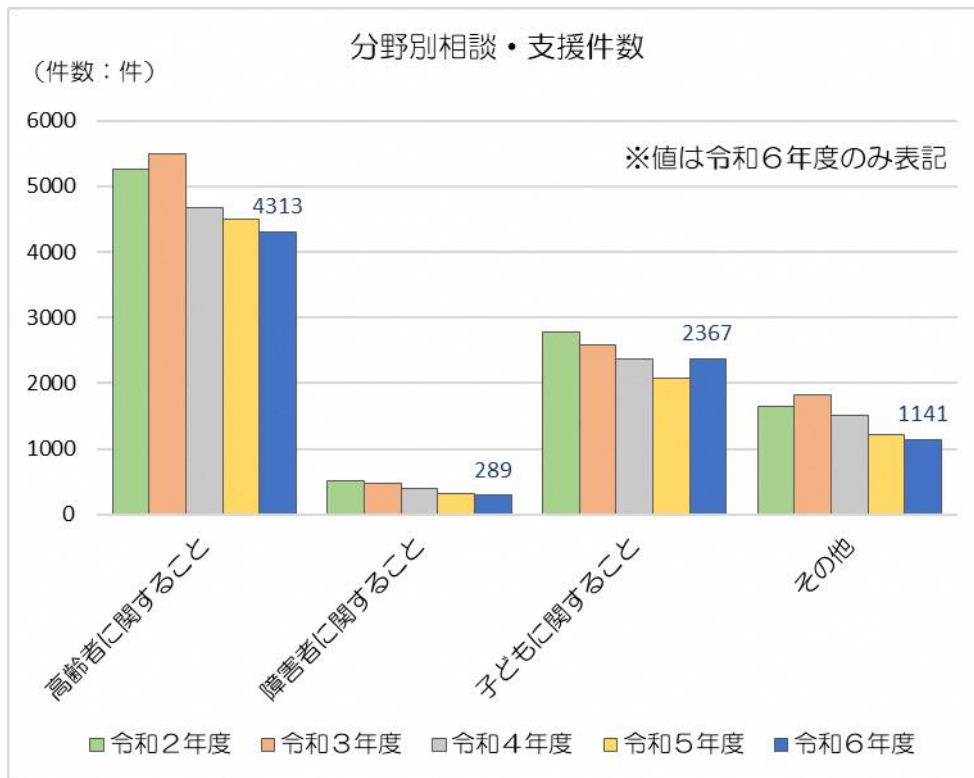
民生児童委員による分野別相談・支援件数については、高齢者に関することが約半分を占め、次いで子どもに関することが多くなっています。

分野別相談・支援件数

単位：件

分野	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高齢者に関すること	5,261	51.6	5,491	52.9	4,675	52.2	4,495	55.5	4,313	53.2
障害者に関すること	504	4.9	480	4.6	398	4.4	325	4.0	289	3.6
子どもに関すること	2,782	27.3	2,591	25.0	2,377	26.6	2,068	25.5	2,367	29.2
その他	1,649	16.2	1,812	17.5	1,500	16.8	1,214	15.0	1,141	14.1
計	10,196	100.0	10,374	100.0	8,950	100.0	8,102	100.0	8,110	100.0

資料：「福祉行政報告_民生委員活動状況」



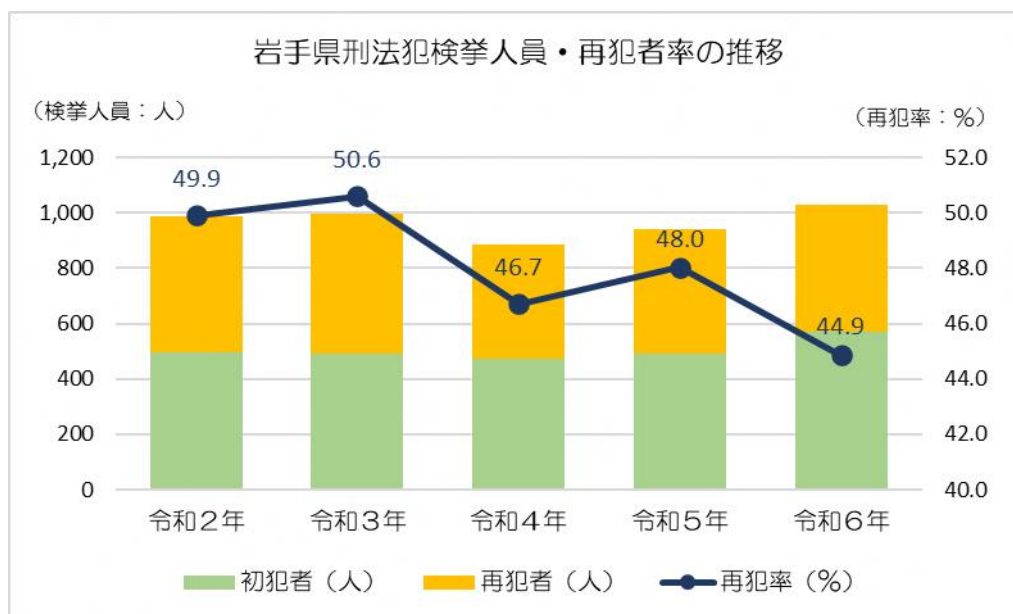
7. 犯罪の傾向

岩手県内の刑法犯総数は令和4年より増加傾向となっております。一方で、令和6年における奥州市の再犯者率（＝再犯者数／刑法犯検挙者数）は、42.9％となっており、岩手県全体の平均44.9％よりも2.0ポイント下回っている状況です。

岩手県刑法犯検挙人員・再犯者率の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
初犯者（人）	495	492	471	490	568
再犯者（人）	493	504	413	453	462
合計（人）	988	996	884	943	1,030
再犯率（％）	49.9	50.6	46.7	48.0	44.9

資料：仙台矯正局提供資料より



8. 自殺死亡率の推移

全国、岩手県、奥州市ともに中長期的にみると減少傾向にあります。令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国の自殺死亡率は増加しています。

自殺死亡率の推移

単位：人口10万人当たり（人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
奥州市	30.9	31.3	29.9	19.6	25.5	25.8	20.1	16.4	13.7	18.2	14.9	20.4	12.6	19.1	21.3
岩手県	34.2	32.0	28.2	25.2	26.3	26.5	23.2	22.8	20.9	20.5	20.4	21.1	16.1	21.2	20.0
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.4	17.4	17.4

資料：人口動態統計



第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」

奥州市における地域福祉の基本理念は、「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」です。

この理念に基づき、住み慣れた地域で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や尊厳を尊重されながら支え合える「地域共生社会」を目指しています。

地域福祉を推進するためには、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助・互助・共助・公助」、4つの視点が大切です。

自助 個人や家族でできることは自ら行う

互助 個人・家族だけでは解決できないことは地域の中の助け合いで解決を図る

共助 介護保険制度など制度化された相互扶助の仕組みを活用して解決を図る

公助 行政が行う公的扶助によって解決を図る

これらの4つの視点を地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させ、住民、地域、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが連携を図り、地域福祉を推進していくためには、市や市社会福祉協議会による連絡・調整の役割が重要です。

また、少子高齢化の進行や財政状況などから「共助」や「公助」よりも「互助」や「自助」の拡充に視点が移りがちですが、行政の責任を明確にする必要があります。

2. 基本方針

誰もが身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無にかかわらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、ともに生活する「地域共生社会の実現」という考え方に基づいた地域社会の実現を図るため、住民が相互に理解し、支え合いを実践していくことが重要です。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域全体の問題として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」の推進を図るため、基本方針の大項目に次の（1）から（3）までを定め取組を推進します。

（1）福祉で安心・安全な地域づくり

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯など生活課題を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など、各分野の制度に応じた対応を進めることは必要です。しかし、地域生活を送る中での生活課題は、買い物、通院、除雪など多岐にわたり、全ての課題を各分野の制度だけで解決できるわけではありません。

地域生活課題を地域住民が自らの課題として捉えることが必要であることから、地域住民が課題解決に向け取り組む意識醸成を進めるとともに、住民組織が住民主体の新しい福祉サービスの検討を進める際の支援を推進します。

また、地域生活課題を住民が自らの課題として捉える意識醸成や仕組みづくりは、小地域ネットワーク事業を中心に進め、地域福祉活動の拠点は住民に身近な圏域で交流を図ることができる地域の集会所や地区センター等を中心に据えて地域の福祉活動を推進します。

近年、頻発している災害に対しては、平常時における見守り体制、避難支援名簿の整備、避難支援者との連携強化を図り、地域の防災意識の向上と突然の発災に対応できる避難支援体制の構築を目指します。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として地域全体の問題として捉え、その課題を人と人、人と資源が世代や分野を超えて受け止められる包括的な支援体制を整備し、住民が地域で安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを推進します。

(2) 地域福祉を支える組織づくり・人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域生活課題を地域全体の問題として捉え、住民自身が地域へ関わり、地域において積極的な福祉活動が展開される必要があります。

自家用車を持たない方など交通手段に困難を抱える方が、安心して地域生活を送れるように地域セーフティネット会議の活用により福祉ニーズを把握し、地域の状況に応じた移動支援を地域住民が中心となり検討します。

多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、公的福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられることから、民間事業による新規事業の参入と制度の枠を超えた福祉サービスの担い手として、社会福祉法人によるニーズに応じた福祉サービスの提供を促進します。

また、地域福祉を発展させるためには、率先して地域生活課題の解決に向け取り組む担い手の確保と育成が必要であることから、福祉教育の充実、生き生きと活動できる環境整備を推進しながら、住民の福祉的意識の醸成や地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

(3) 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

これまでの福祉サービスは、介護、障がい福祉、児童福祉、生活保護など対象者のリスク別の制度が発展し、必要な専門的支援を提供してきました。一方、制度の狭間の課題やひきこもり、社会的孤立、貧困問題、ダブルケア、8050 問題などの複雑化・多様化した地域生活課題、さらには生きづらさによる自殺の問題は、特定の分野だけでは解決が困難なケースもあります。解決が困難な地域生活課題を包括的に受け止め、関係機関や分野を越えた庁内連携で包括的な支援を推進します。

他者の支援が必要な判断能力や金銭管理に不安をもつ方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、権利擁護の体制整備を図り、関係機関と連携して支援します。

認知症の人が尊厳を保ちながら希望をもって地域で安心して暮らし続けることができるよう、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現を図ります。

多様で複合的な地域生活課題を抱える世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支援していくために、部局横断的な庁内連携体制を図り、課題解決に向けた方策を協議していきます。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を築くうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が

大きな課題となっていることから、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会の実現に向け、関係機関と連携しながら再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

一方、我が国の自殺者数は、依然として1年間に2万人を超える状況にあり、奥州市においても、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として全庁的に取り組んできました。今後も、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、より一層の自殺対策の充実を図ります。

地域においては、地域セーフティネット会議を中心に地域生活課題を情報共有し、生活課題を抱える世帯の早期発見と見守り体制の充実・強化を図ります。

相談しやすい相談窓口と制度横断的に課題解決を図る重層的相談支援を構築し、アウトリーチによる課題把握に努めて、必要な時に必要な支援が届けられる体制をつくります。

相談はどこの窓口で受けても断らず、住民が安心して相談できる体制を構築し、分野横断的かつ包括的な相談と支援体制の構築を推進します。

また、福祉サービス事業所が、サービス評価の必要性を理解し、積極的に第三者評価を受審するように普及啓発の取り組みを推進します。

(4) SDGs の観点

SDGs (持続可能な開発目標) は、2015 年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016 年から 2030 年までの 15 年間に、国際社会が取り組む 17 の目標が掲げられています。また、市でも SDGs に資する取組を、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」を令和3年11月に作成しています。

本計画の基本理念である「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」のための取組は、奥州市版SDGs の 17 の目標 (ゴール) のうち、「1 共に生きる社会の実現を」など、7つの目標に関連します。次章「施策の基本方向」では関連する「奥州市版SDGs」のアイコンを表示します。



第4期計画奥州市地域福祉計画 体系図

